

インフルエンザ治癒証明書について

インフルエンザに感染された場合、病院からの登園許可書は今年度より提出していただかなくても大丈夫ですが、登園される際に必ず治癒証明書を保育園に提出後登園されて下さい。

治癒証明書とは…
病院を受診後

- ① 感染症にかかれたことを保育園に必ずご連絡下さい。
 - ② 治癒証明書は園においてありますので、取りに来られて下さい。
 - ③ 発症日の報告と家庭での解熱日を必ず記入して下さい
 - ④ 登園される際に治癒証明書を必ず持ってきて下さい。
- ※発症日の翌日から5日間かつ解熱の翌日から3日間は出席停止期間となります。

今福保育園

インフルエンザ治癒証明書

くみ 園児名

診断名 インフルエンザ (型)

発症日から朝・夜の体温の記入をお願いします。

発症日	1日目		2日目		3日目		4日目		5日目	
	朝	℃	朝	℃	朝	℃	朝	℃	朝	℃
	夜	℃	夜	℃	夜	℃	夜	℃	夜	℃

解熱日	日目		日目		日目	
	朝	℃	朝	℃	朝	℃
	夜	℃	夜	℃	夜	℃

※発症日の翌日を1日目として、5日は出席停止期間となります。

5日の間に再度発熱した場合は、解熱の翌日から3日間は出席停止になります

1. インフルエンザ発症後5日間発熱はありませんでしたので登園します。
2. インフルエンザ発症日の翌日から5日間かつ解熱の翌日から3日間は発熱はありませんでしたので登園します。

年 月 日

保護者氏名

印